

法人様用

最大 **9 割** の税額控除
※詳細は裏面をご参照願います。



京都府企業版ふるさと納税

iPS細胞技術の 実用化に向けて

目標金額：2,200万円

募集期間：2026年10月1日（木）～2026年12月31日（木）

iPS細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト

プロジェクト概要

難病等に苦しむ世界中の人々が待ち望むiPS細胞技術の未来を拓くため、京都府・iPS財団が一体となり、**全国の皆様から寄附を募るプロジェクト**です。

頂いた寄附金は、(公財)京都大学iPS細胞研究財団（iPS財団）への支援や様々な社会課題の解決を図る事業に活用されています。

本年は、ノーベル生理学・医学賞を受賞された山中伸弥教授がマウスのiPS細胞の作製を発表してから**20年**の節目に当たります。この**20年**で研究開発は大きく進展し、本年5月には、**iPS細胞を用いたパーキンソン病治療の再生医療等製品が世界で初めて公的医療保険の適用対象**となるなど、iPS細胞技術は、研究から実用化へと着実に歩みを進めています。
こうしたiPS細胞技術の実用化をはじめとする人類の課題解決に向けた取組を、さらに前進させるため、今年度も寄附を募ります。**全国の皆様からの温かいご支援を心からお願い申し上げます。**

寄附金の使い道

- (1) iPS細胞技術を活かした再生医療等の推進、関連産業の振興
＜(公財)京都大学iPS細胞研究財団への支援＞
- (2) 様々な社会課題の解決に取り組むスタートアップ企業等への支援
＜(株)国際電気通信基礎技術研究所(ATR)を通じた支援＞

寄附サイトの詳細
ページとなります。
※寄附サイトから
のご寄附申込は**個人様**
のみとなります。



ご寄附の申込方法

種別	受付	申込方法
ふるさと納税	個人	クラウドファンディング
企業版ふるさと納税	企業	振込（銀行・郵便局）
寄附	企業	京都府外の企業より振込
		京都府内の企業より振込

企業版ふるさと納税は、企業の皆さまが地方公共団体の行う地方創生の取組に対して寄附を行った場合に、**税制上の優遇措置**が受けられる仕組みです。（詳細は裏面をご参照願います）

(公財)京都大学iPS細胞研究財団 (iPS財団) について



iPS財団(理事長:山中伸弥)は、「最適なiPS細胞技術を、良心的な価格で届ける。」を理念とし、iPS細胞を用いた再生医療の実用化に向けて日々活動しています。

iPS細胞のような新しい技術を使った治療法を届けるには、企業が実用化していく必要がありますが、その研究開発には膨大な時間とコストがかかることが課題となっています。

こうした課題に京都府は、iPS財団の活動を応援することで、全国のiPS細胞関連の研究開発を加速化させ、iPS細胞を用いた再生医療、創薬など臨床応用の早期進展を促進します。

京都のバイオベンチャーによるiPS細胞の実用化に向けた取組例

Hilung株式会社

ヒトiPS肺細胞で「すべての人に健やかな呼吸を」

肺炎、肺がん、薬剤性肺障害などの呼吸器疾患で苦しむ多くの方を救うため、ヒト"ミニ肺"を量産。

1円玉サイズの"ヒト肺シミュレーター"によって、肺の病気の研究や治療薬候補の探索を迅速かつ正確に行うことができ、当社の"iPS肺細胞"は感染症研究や難治疾患創薬、抗がん剤安全性、吸入・空気環境毒性評価において、世界の最前線で活躍中。



リバーセル株式会社

iPS細胞やES細胞から、がん細胞やウイルスを殺すキラーT細胞を作製

独自技術(特許取得)を用いて、多能性幹細胞(iPS細胞/ES細胞)から、高品質なキラーT細胞を作製し、がんやウイルス感染症に新しい治療法「他家再生キラーT細胞療法」を提供する。



患者さん自身の細胞を用いる自家免疫細胞療法と比較して、患者さんの負担が少なく、短時間・低コスト・安定品質の治療法を実現する。

1日も早く患者さんに届けるため臨床試験の準備を進めている。

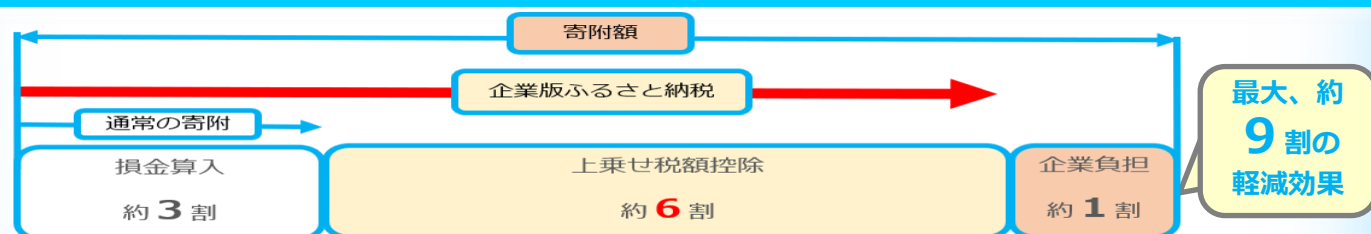
株式会社Arktus Therapeutics

ヒトiPS軟骨細胞で膝の再生に挑む

膝の痛みなど、膝に関する悩みを抱えている方は、先進国では約4人に1人いる。こういった方を救うため、他家iPS細胞から立体的な構造を有する軟骨の作製に成功。日本だけで約1,000万人の患者がいる変形性膝関節症に対して治療を予定している。これまでの再生軟骨製品では困難であった部位や広い面積の損傷も治療可能な製品の開発を進めている。



企業版ふるさと納税を活用するメリット



○科目ごとの税額措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

- ・税額控除の手続(申告)や算出に関しては、税理士や所管する税務署へご相談ください。
- ・京都府内に本社が所在する企業様の場合は、京都府に対する寄附は、本制度の対象外です。
- ・1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

<お問い合わせ先> 京都府 商工労働観光部 産業振興課

TEL:075-414-4849 FAX:075-414-4842 Email:sangyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

(メールの際、件名を(寄附・iPS)、本文に名前(漢字/カ)、住所、電話番号を記載の上、ご連絡願います)

京都府 商工労働観光部 産業振興課